



指令（財）第6980号

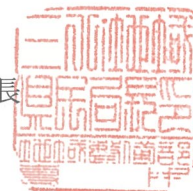
八戸市大字是川字三十刈頭1番地3

株式会社 新盛建設運輸

令和6年9月18日付で申請のあった砂利採取計画については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可する。

令和6年9月27日

三八地域県民局長



記

- 1 認可期間 自 令和6年9月27日
至 令和8年9月26日

- 2 採取量 砂 319,758m³
土、その他 17,048m³
(一日当たり掘削最大量 950m³)

- 3 砂利採取区域 三戸郡五戸町大字浅水字馬場久保1、同字関口13、15、16、18-5、18-6、18-8、18-12、18-14、18-15、18-16、18-17、18-18、18-19、18-20、18-21、18-22、18-26、18-27、18-28、18-29、18-31、18-32、18-33、18-44、19、20、21、22及び94、同字柏木沢2-4、5-2及び6-2

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、砂利採取法第40条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。
- 2 この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。